

支部役員選任細則

制定 平成4年7月21日

改正 平成13年10月22日
平成14年4月18日

東京地方税理士会
大 和 支 部

支部役員選任細則

第1条 この細則は、支部役員選任規則第18条の規定により、これを定める。

第2条 役員の選任に関する事項で、この細則に定めのない事項は、役員選任管理委員会（以下「委員会」という。）の定めるところによる。

第3条 委員長は、委員会を代表しその会務を掌理する。副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故のある場合には、委員長に代わりその職務を行う。
委員は、委員会の会務に参画しその執行を分担する。

第4条 委員は、その職務に関し知り得た事項を他に漏らしてはならない。

第5条 委員会の議事は、委員の半数以上が出席しその過半数をもって決する。可否同数の場合には、委員長の決するところによる。委員長は委員会の議決事項を速やかに支部長に文書をもって報告するものとする。

第6条 委員会は、次に掲げる事項を記載した日程表を作成し、これを支部税理士会員（以下「会員」という。）に告示する。（平13.10.22改正）

- (1) 支部長、副支部長選挙における立候補届出の期間
- (2) 前号の立候補を取消す場合、その期日
- (3) 候補者名簿の発送日
- (4) 投票用紙配布の場所及び日時
- (5) 投票の場所及び日時

第7条 支部長は、選挙の年の9月1日現在の支部税理士会員名簿を委員会に提出し、かつ、投票日現在の支部税理士会員名簿を投票用紙配布時刻の30分前までに委員会に提出しなければならない。（平13.10.22改正）

2 支部長は、必要と認めた場合、支部規約第21条第2項の支部臨時総会を招集しなければならない。

第8条 立候補の届出は、委員会の定める期間中に文書をもって委員長宛に行うものとする。立候補の届出があった場合には、委員会はこれを審査し適格であると認めたときは、その旨を会員に告知する。

第9条 立候補を取消そうとする届出は、委員会の定める期日までにその旨を、本人が文書をもって委員長宛に行うものとする。

2 前条の告知後に前項の届出がなされた場合には、委員会はただちにその旨を会員に告知する。

第10条 候補者の数が定員数を超えない場合には、投票を省略してその候補者を当選者とし、不足する定員数につき改めて選挙を行う。

第11条 投票は、無記名の書面投票によって行う。投票用紙は、選挙権を有する会員1人につき各1枚とする。

会員は、自己の意思を明らかにした書面をもって、他の会員に委任して選挙権を行使することができる。

投票用紙には、候補者1人（副支部長選挙は定数人）の氏名を書くものとする。

委員会は、投票開始時刻前に投票箱を設置する。

第12条 投票締切時刻を過ぎたときは、委員会はただちに開票及び得票数の計算を行う。

第13条 得票の有効無効の判定は、委員会の権限に属す。

第14条 支部長の選挙において、第1回投票で投票総数の過半数を得た者がいない場合には上位2名の候補について第2回の投票を行う。第1回投票の上位2名が特定し難い場合には、委員会の判断により上位2名に特定するための投票を何回でも行う。最終的に、投票総数の過半数を得る候補者が出るまで、投票を何回でも行う。

第15条 副支部長選挙においては、有効投票の多数を得た者から定員に満つるまでを当選者とする。得票数が同じであるときは、東京地方税理士会入会の順による。

第16条 委員会は、当選者を決定したときは、ただちにその旨を当選者に通知し、かつ5日以内に就任の承諾を求める。

2 前項の期間内に就任の承諾がない場合には、就任を辞退したものとみなす。

第17条 支部長は、幹事及び監事を委嘱した時は、速やかに委員会に報告するものとする。

第18条 委員会は、当選者又は被選任者の就任承諾を得たときは、速やかにその選任を認証し、その旨を支部長に文書を以って報告するものとする。

第19条 この細則を改正し、又は廃止しようとするときは、幹事会の議を経なければならない。

(平14. 4. 18追加)

附 則 (平4. 7. 21)

この細則は、支部役員選任規則施行の日から施行する。

附 則 (平13. 10. 22)

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平14. 4. 18)

この改正規定は、平成14年4月18日から施行する。